

## 利用上の留意事項

1. 図表中の保険者票編の課税標準額は令和2年4月1日現在、世帯票編の所得、分離譲渡所得、年金収入及び課税標準額は令和2年9月末現在の国民健康保険世帯における令和元年の額を表している。
2. 本調査における所得や年金収入は、国民健康保険の保険料（税）等の算定対象となり得るものであり、所得については諸控除の適用があること、年金収入については老齢又は退職を支給事由としたものであること等に留意が必要。
3. 世帯票及び組合員票の調査対象には、世帯主又は組合員が国民健康保険の被保険者でない（被用者保険や後期高齢者医療制度の被保険者である）世帯（擬制世帯）も含まれている。
4. 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されたことにより、通常は75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定者は後期高齢者医療制度の被保険者となり、国民健康保険の被保険者ではなくなる。ただし、令和2年9月末日に75歳になる者については10月1日に国民健康保険被保険者の資格を喪失するため本調査時点では国民健康保険の被保険者であるが、特に断りのない限り、本調査においてこれらの者は74歳として取り扱っている。
5. 世帯主の職業について、平成20年度から調査票を変更し簡素化している影響が含まれるため、時系列で比較する際には留意が必要。
6. 本調査では、被調査世帯に1人でも所得不詳の者がいる場合、当該世帯を所得不詳の世帯として取り扱っている。また所得不詳の被保険者数とは所得不詳の世帯に属する被保険者数である。
7. 短期被保険者証等の交付状況については、世帯主に対して交付されている状況により集計している。
8. 特例対象被保険者等の所得は、100分の30とみなした後の所得で集計している。
9. 世帯票及び組合員票に係る統計表は、世帯抽出率の逆数を乗じ、全国推計値として作成している。
10. 平成30年4月から都道府県も国民健康保険の保険者となったが、本調査において都道府県は保険者数に含めないものとして取り扱っている。
11. 退職者医療制度は、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として経過的に存続させているが、これらの者の65歳到達等に伴い退職被保険者等が減少している。また、令和2年9月に65歳になる退職被保険者等は、令和2年10月に退職被保険者ではなくなることから、本調査時点では退職被保険者等となっている。なお、遡及して退職被保険者等の資格を取得する者がいることから、退職被保険者等の人数が実際よりも小さくなっている可能性がある。
12. 平成30年度の市町村国保の都道府県単位化に伴い、賦課方式を4方式から3方式又は2方式に移行した保険者があったことから、時系列で比較する際には留意が必要。